

平成14年7月31日

株 主 各 位

東京都北区浮間五丁目5番1号
(本社事務所
東京都中央区京橋二丁目1番9号)
中外製薬株式会社
代表取締役社長 永山 治

1 単元の株式数の変更に伴うお手続きに関するご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、去る平成14年4月26日開催の当社取締役会において、1単元の株式数の変更に
する定款の一部変更が決議され、平成14年8月1日(木曜日)から当社株式の1単元の株式数
は1,000株から100株に変更されます。これに伴い、ご所有の1,000株券が平成14年8月1日以
降の東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所および福岡証券取引所における当
社株式の100株単位の売買には通常はそのままお使いいただけなくなりますので、当該1,000
株券につきましては、株券保管振替制度をご利用いただくか、100株券へのお引換え手続きを
お取りいただく必要がございます。

また、平成14年7月31日(水曜日)現在で登録单元未満株式100株以上ご所有の株主の皆様
につきましては、その登録单元未満株式のうち100株の整数倍の株式は100株券にて株券を交
付いたします。

なお、既に株券保管振替制度をご利用の方につきましては、お手続きの必要はございませ
ん。

敬 具

記

I. 株券保管振替制度をご利用になる場合

お取引の証券会社へ1,000株券をご持参のうえ、株券保管振替制度をご利用する旨お申し
出ください。お手続きされました翌営業日から100株単位での売買が可能になります。100
株券へのお引換え(後記)は不要ですから、引換え手続きに伴い売買の機会を失するという
ことがございません。お手続きも簡単ですので同制度のご利用をお勧めいたします。

株券保管振替制度とは、証券会社が株主(投資家)の同意を得たうえで、お預かりする
株券を株式会社証券保管振替機構に預託し、以降の売買については、株券の受渡しをす
ることなく同機構と証券会社の口座簿上で振替決済する制度であります。
株券保管振替制度のご利用方法の詳細につきましては、お取引の証券会社にお問い合わせ
ください。

II. 100株券へのお引換えをご希望の場合は、以下のとおりお手続きください。

1. 株券引換促進期間 平成14年8月1日（木曜日）から
平成14年10月31日（木曜日）まで
 2. 株券引換事務取扱場所 東京都江東区東砂七丁目10番11号（〒137-8081）
UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 03-5683-5111（代表）
- 同 取 次 所 UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
野村證券株式会社 全国本・支店、営業所

3. 株券引換方法

(1) 名義書換済の株券をお持ちの場合

同封の「株券引換請求書」に必要事項をご記入、ご押印（お届出印）のうえ、ご所有の株券を添えて、株券引換事務取扱場所または同取次所にご提出願います。

証券会社の預り証では、お引換えできませんので、証券会社にご依頼されるか、または、証券会社より株券をお引き出しのうえご提出ください。

(2) 名義書換未済の株券をお持ちの場合

同封の「株券引換請求書」のほかに、「株式名義書換請求書」および「株主（印鑑）票」にそれぞれ必要事項をご記入、ご押印（お届出印）のうえ、ご所有の株券を添えて、株券引換事務取扱場所または同取次所にご提出願います。

(3) 株券をご郵送される場合

同封の返信用封筒をご利用いただき、上記書類を同封の上、お近くの郵便局から「簡易書留郵便」にてご送付ください。10月31日までに同封の返信用封筒にてお手続きいただきますと、郵送料は料金受取人払いとなり、当社がご負担いたします。

なお、引換後の100株券は、1,000株券をご提出いただきましてから約2週間後にお届出ご住所宛「配達記録郵便」にてお送りいたします。また、一旦引換手続きを取られますと取消することができませんので、ご注意願います。

III. そ の 他

1. 株券保管振替制度をご利用の株主各位におかれましては、詳細はお取引の証券会社にお問い合わせください。
2. 紛失等により、引換えの対象となる株券がお手元がない場合やご不明な点がございましたら、下記の名義書換代理人事務取扱所にご照会ください。

名 義 書 換 代 理 人 東京都江東区東砂七丁目10番11号（〒137-8081）
事 務 取 扱 所 UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 03-5683-5111（代表）

以 上